

## B 景観形成基準措置状況説明書

潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区	建築物の建築等
届出対象規模	建築物の高さ > 10m 又は 延べ面積 > 300㎡
景観形成基準	
形態・意匠	
○外壁の色彩や素材は、低層部では質感豊かな材質を用いる、色の彩度を抑えるなど、賑わいの中にも風格があるものとし、まちなみの連続性に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。	
具体的な説明	
○形態意匠は、建築物単体のバランスだけでなく、その通りが持つ個性を考慮し、賑わいを感じさせるものとする、開放的なものとするなど、まちなみの連続性に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。	
具体的な説明	
○外堀通り沿いでは、色彩や素材、形態意匠は、自然素材にする、日本の伝統色を用いる、低彩度とするなど落ち着いたものとし、外濠などの景観資源と一体となった景観の創出に配慮する。	
具体的な説明	
その他	
○通りごとに個性のあるまちなみ、街を訪れる人を受け止めるゆとりとにぎわいのある駅前景観を創出する。	
具体的な説明	

**○周囲の景観やまちなみに調和するように壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする。**

具体的な説明

**○隣接する建築物の壁面等の位置を考慮した配置とする。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

隣接する建築物と壁面の位置を揃える

前面に空地をとり、停滞空間を設ける

その他( )

具体的な説明

**○軒線の連続性、並走する通りに対しての正面性など、まちなみの連続性に配慮する。**

具体的な説明

**○附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景を行う。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

設備・機械類は建物内に設置する

敷地内に設ける設備・機械類の配置に工夫する

室外機をバルコニー床置きとする

室外機を天吊りにするが、水平方向から見えないように工夫をする

設備・機械類を屋上に設置するため、水平方向からの見え方に工夫をする

その他( )

具体的な説明

**○附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景を行う。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 屋外階段(特に鉄骨階段)の見え方を工夫する                       駐車場の見え方を工夫する  
 バイク置き場・駐輪場の見え方を工夫する                       車、バイク、自転車等が、整然と収まる工夫をする  
 その他( )

具体的な説明

**○道路沿いでは、シャッター等は透過性の高いものとするなど、夜間景観に配慮する。**

具体的な説明

**○周辺の景観に調和し、通りごとの魅力が感じられる夜間景観の創出に配慮した照明を行う。**

具体的な説明

**○通りなどから見えやすい位置に、建物の一部やわずかな隙間を利用するなど、できる限り緑化を行う。**

具体的な説明

**○敷地内に歴史的な建造物、残すべき自然などがある場合は、積極的にこれらをいかす。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 歴史的な建築物を活かす     既存樹木を活かす  
 従前の建築物の面影を残す     歴史的な建造物や残すべき自然などはない  
 その他( )

具体的な説明

**○道路沿いの低層部は、通りから賑わいを感じさせる開放的な意匠とするなど、歩きたくなる空間、滞留空間の創出を図る。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

具体的な説明

**○広場や歩道状の空地や壁面後退部分などは、可能な限り段差をなくし歩きやすくする、周辺と調和した舗装材とするなど、一体的な空地を形成する。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

具体的な説明

**○ビル名や店名等の自家用広告物、第三者広告物等の屋外広告物の掲出については、建築物の設計の早い段階から、周辺景観や建築物等へ配慮する。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 建築物又は敷地内に屋外広告物を設置する予定はない     地域の賑わいに応じたデザインとする  
 住居、業務等の周辺環境に配慮したデザインとする     建築物の形態意匠や外構と一体的に計画する  
 テナント用の屋外広告物は集約する、又は、設置位置を確保する  
 その他( )

具体的な説明

**建築物の高さ>60m 又は 延べ面積>30,000㎡ の場合は以下の景観形成基準を加える。**

#### 形態・意匠

**○色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

#### その他

**○形態意匠、色彩、配置は、市ヶ谷橋や四谷見附橋、迎賓館前の眺望点からの見え方に配慮する。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○壁面の位置の連続性や、適切な隣棟間隔の確保など、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○高さのある樹木、季節を感じさせる樹木を植える、屋上や壁面にも緑化を行うなど、みどり豊かな周辺景観との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○周辺の建築物のスカイラインとの調和を図るとともに、おもむきあるみどりの眺望の保全と創出を図る。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○既存樹木は保全する。もしくは、同等の樹木による緑化を行う。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○緑化にあたっては、生態系にも配慮した樹種の選定を行うとともに、積極的に屋上や壁面の緑化を行う。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○隣接する敷地や公共施設と一体となったオープンスペースを新たに創出するなど、周辺景観や駅前利用に配慮した配置とする。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄